

内部統制に係る本県の考え方について

令和元年8月20日
行政改革推進課

令和2年4月1日施行の改正地方自治法（以下「改正法」という。）において義務付けられている内部統制体制の整備については、既存のコンプライアンスの推進に係る取組及び体制を活用し、以下により進めていくこととしたい。

1 内部統制に関する方針の策定

（改正法）知事が担任する事務のうち、財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定めること。

この内部統制に関する方針は、ガイドラインによると、① 内部統制の目的（下記2）、② 内部統制の対象とする事務（下記3）、③ 地方自治法に基づく内部統制に関する方針である旨、④ 知事の氏名を記載すべきであるとされている。

2 内部統制の目的

ガイドラインによる新たな内部統制の取組は、本県がこれまで取り組んできたコンプライアンスの推進が目指す「県民に信頼される県政」の確立と目的を共有することから、千葉県コンプライアンス基本指針（以下「基本指針」という。）の下に、「（仮称）千葉県内部統制基本方針」を位置付け、基本指針に沿った目的とする。

3 内部統制の対象とする事務

まずは、改正法が必須としている財務に関する事務（法第150条第1項第1号）を内部統制の対象事務とする方向で検討を進め、必要に応じて長が認めるものとして対象事務を追加することとする。

内部統制の対象とした事務については、新たに業務フローの整備及びガイドラインを踏まえた「リスク評価」を実施することで、法の趣旨に沿った体制を整備する。

4 内部統制に係る体制

（改正法）1で定めた方針に基づき、必要な体制を整備すること。

ガイドラインでは、内部統制に係る全庁的な体制として、「内部統制推進部局」及び「内部統制評価部局」を設置する必要があるとされている。本県では、コンプライアンスに係るこれまでの取組や既存の枠組みを活用し、次のような枠組みで整備を進めていく。

○内部統制推進部局

- ・ 既存のコンプライアンス推進本部及びチームリーダー会議の枠組みを活用する。
- ・ 行政改革推進課内に内部統制を推進する組織を設置し、事務局業務を担当する。
- ・ 内部統制推進部局は、内部統制体制の整備及び運用、リスク評価シート様式の作成、各部局が策定したリスク対応策の整理等を担当する。

○内部統制評価部局

- ・ 行政改革推進課内に内部統制を評価する組織を設置する。
- ・ 内部統制評価部局は、内部統制の整備及び運用に係る独立的モニタリングなどにより内部統制の評価を実施し、内部統制評価報告書の作成等を行う。

令和2年4月1日施行の改正地方自治法に基づく内部統制制度について

1 内部統制制度導入の背景

(1) 人口減少社会の進行に伴い高まる地方公共団体の役割

地方公共団体が提供する行政サービスの重要性は今後一層増大する。

(2) 拡大する傾向にある地方公共団体における事務処理リスク

①多様なニーズへの対応、②広範な事務の処理

・都道府県は、規模が大きいことから、首長の管理スパンが広く、目が行き届かない可能性がある。

・個人情報データのデータ化による個人情報の流出等の新たなリスクが増加。

(3) 職員一人あたりの業務負担の増加

行革により職員は削減するが仕事量は変わらないことにより、ミスの増大等につながる懸念される。

⇒ 地方公共団体の現行制度(首長における決裁権限の割り振り、支出命令と支出の分離、議会や監査委員制度、住民訴訟等、首長以外の機関によるチェック)を有効に機能させ、強化しながら、リスクの可視化や役割分担の明確化、監視の強化等、地方公共団体が事務を適正に処理するための体制を新たに整備することが求められる。

※参照：平成26年4月30日総務省「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」

2 内部統制とは

総務省が策定した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)によると、内部統制とは①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、i 統制環境、ii リスクの評価と対応、iii 統制活動、iv 情報と伝達、v モニタリング(監視活動)、及びvi ICT(情報通信技術への対応)の6つの基本的要素から構成される。

⇒ 地方公共団体の内部統制とは、長自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクと識別し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること。

3 改正地方自治法の規定

改正地方自治法は、都道府県知事に次の事項を義務付けている。

① 知事が担任する事務のうち、財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定めること

② ①で定めた方針に基づき、必要な体制を整備すること

③ 内部統制に関する方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表すること

④ ①の方針及び②の体制について評価した報告書を、毎年度作成すること

⑤ ④により作成した内部統制評価報告書を監査委員の審査に付すこと

⑥ 監査委員の審査に付した報告書を、監査委員の意見を付けて議会に提出すること

⑦ ⑥により議会に提出した報告書を公表すること

これらの事項のうち、①～③に掲げるものについては、本年度中に対応する必要がある、④～⑦については、令和2年度以降に事務を行うこととなる。